

こどもの自殺対策緊急強化プランの取組状況及びロードマップ

(令和6年8月8日時点)

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）					
					R5	R6	R7	R8	R9	
3. 取り組むべき施策										
(1) こどもの自殺の要因分析										
警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、E B P Mの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む	○こどもの自殺の実態解明に取り組むため、警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計や関連資料を集約して要因分析を行う委託調査研究を実施（こども家庭庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを調査研究に活用（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁） ○学校・教育委員会等が把握した児童生徒の自殺に関する情報の収集に連携協力（文部科学省）	-	○引き続き、こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究を実施するとともに、こどもの自殺対策に対する調査・分析における課題を整理【0.2億円】（こども家庭庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを調査研究に活用（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁） ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の多角的な要因分析に連携協力（文部科学省）	○調査研究の実施により、自殺の多角的な要因分析に当たっての課題を整理（令和6年度）	調査研究の実施	研究結果を踏まえた更なる研究の企画・実施				
上記の調査研究においては、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review; C D R）のモデル事業において把握された知見について、モデル事業の関係者の理解を得た上で活用する。あわせて、モデル事業を通じ、C D Rの体制整備に必要な検討を進める	○参画している自治体から提出された事業実績報告書および事後評価をもとに、モデル事業全体の実施状況およびその課題などを整理【1.1億円】（こども家庭庁）	○令和5年度参画自治体：10自治体	○参画している自治体から提出された事業実績報告書および事後評価をもとに、モデル事業全体の実施状況およびその課題などをまとめる予定【1.2億円】（こども家庭庁）	○CDRモデル事業の実施状況およびその課題等の整理（令和6年度）	モデル事業を実施し、C D Rの体制整備に必要な検討を進める					
警察や消防において、自殺統計原票や消防の救急搬送のデータを作成・集計する	○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（警察庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを厚生労働省へ提供（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁）	○暫定値を公表（年12回）（警察庁） ○「令和5年版救急・救助の現況」公表（令和6年1月）（消防庁）	○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（警察庁） ○自殺統計原票を集約し、同原票データを厚生労働省へ提供（警察庁） ○救急業務に関する調査の統計処理業務を実施【7百万】（消防庁）	○自殺者数の暫定値・確定値の公表、「救急・救助の現況」作成により、こどもの自殺対策に資する基礎データを作成・集計（警察庁、消防庁）（令和6年度）	自殺統計原票の確実な作成・集計を実施	救急出動件数等の集計を実施				
学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。国においては、基本調査や詳細調査の実施状況を把握・公表するとともに、詳細調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策を検討する	○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応について、周知徹底（文部科学省） ○「詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」など、背景調査の指針に基づく対応状況を把握（文部科学省）	○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会開催回数：10回（令和5年度） ○令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における追加調査結果 ・基本調査の実施率：100% ・詳細調査の実施率：4.6% ・詳細調査の制度及び調査希望の有無について遺族に説明した割合：59.4%	○引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応について、周知徹底（文部科学省） ○「詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」など、背景調査の指針に基づく対応状況の把握を引き続き実施し、その結果も踏まえつつ、背景調査の指針の見直しに向けて検討（文部科学省）	○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会開催回数：10回（令和6年度） ○令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における調査結果の向上 ・基本調査の実施率 ・詳細調査の実施率 ・詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した割合	教育委員会等に対して、子供の自殺が発生した際の対応等について周知徹底を図る	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況の把握及び背景調査の指針の見直しに向けた検討を実施	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況の把握			
いじめによる自殺を含むいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づきいじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、その情報をこども家庭庁とも共有しつつ、学校・学校設置者に対していじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の適切な運用等必要な指導助言や支援を行う	○いじめ重大事態の実態を把握し、課題点等を抽出する等、国全体での重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、令和5年度よりいじめの重大事態について網羅的に報告を求め、必要な支援や助言を実施（文部科学省、こども家庭庁）	-	○引き続き、いじめの重大事態について網羅的に報告を求め、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、必要な支援や助言を行うとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを改訂（文部科学省、こども家庭庁）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度）	いじめの重大事態について、報告を求め、必要な支援や助言を実施	いじめの重大事態について、報告を求め、必要な支援や助言を実施	いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について周知を実施			
いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成を図るための取組・対応策を国において研究し、その成果を普及する	○いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成を図るため、いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究等を実施し、その成果を普及【0.5億円の内数】（文部科学省）	○いじめの重大事態発生件数（令和4年度） 923件 ○児童生徒の自殺者数（令和5年） 513人	○いじめの問題や自殺予防等の生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成を図るため、いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究等を実施し、その成果を普及【0.5億円の内数】（文部科学省）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度） ○児童生徒の自殺者数の減少（令和9年度）	児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、国において調査研究を実施し、その成果を普及する	児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るため、国において調査研究を実施し、その成果を普及する				

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
					R5	R6	R7	R8	R9
（2）自殺予防に資する教育や普及啓発等									
こどもの心の問題について、各都道府県等における拠点病院を中核とし、地域の医療機関・保健福祉関係機関等に対する診療支援や研修・普及啓発を推進する	○こどもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を年度内に2回開催し、参画している自治体間の情報を共有【1.2億円】（こども家庭庁）	○令和5年度参画自治体：21自治体	○こどもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を年度内に2回開催し、参画している自治体間の情報共有を行う予定【1.2億円】（こども家庭庁）	○様々なこどもの心の問題、虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る（令和6年度）	こどもの心の診療ネットワーク事業を実施				
「健やか親子21」の一環として、こどもの心の健康に関する指標も含む「成育医療等基本方針に基づく評価指標」により自治体別データを把握するとともに、こどもの心の健康に関する啓発等を推進する	○こども家庭行政推進事業費において、こどもの心の健康に関する指標に関する全国値を収集【15百万円】 ○健やか親子21のウェブサイトにてこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載【18.2億円の内数】	-	○こども家庭行政推進調査事業費において、成育医療等基本方針に基づいた指標・施策のモニタリング等を実施予定【14百万円】 ○健やか親子21のウェブサイトにてこどもの心の健康に関する啓発資料等を掲載【15.4億円の内数】	○「成育医療等基本方針に基づく評価指標」の中間評価に向けた分析・評価等を行う（令和7年度）	こども家庭行政推進調査事業費にて指標・施策の中間評価、モニタリングを実施 成育医療等基本方針中間評価 健やか親子21の推進				
こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施する	○人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施【令和5年度予算額：35.5億円の内数】（法務省）	○こども・若者を対象とした人権教室の参加者数：867,582人の内数（令和5年度） ○全国中学生人権作文コンテストの応募校数：6,494校（令和5年度） ○人権の花運動の参加者数：416,564人（令和5年度）	○人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施予定【令和6年度予算額：35.4億円の内数】（法務省）	○各種人権啓発活動を継続することで、こども・若者及びこども・若者に関わる全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現を目指す	引き続き、各種人権啓発活動を実施				
SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。また、こどもがSOSを出した際に、教員や保護者といった周囲の大人が受け止められることが求められるため、こどものSOSをどのように受け止めるかについて学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める	○学校の長期休業、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて通知を发出し、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことや、児童生徒が安心してSOSを出すことの出来る環境の整備について周知（文部科学省） ○学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を作成・周知するため、モデル構築において求められる内容等について、有識者会議の場において検討を実施（文部科学省） ○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【29.8億円の内数】【令和4年度補正：59億円の内数】（厚生労働省）	○通知发出：6件（文部科学省）	○引き続き、学校の長期休業、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて通知を发出し、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことや、児童生徒が安心してSOSを出すことの出来る環境の整備について周知（文部科学省） ○学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を作成・周知【0.5億円の内数】（文部科学省） ○地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【30.5億円の内数】（厚生労働省）	○児童生徒の自殺者数の減少（令和9年度） ○国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにする	通知の发出等により、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施等について周知 学校が行う自殺予防教育のモデル構築等を実施 地方公共団体によるゲートキーパー養成研修実施を支援 学校が行う自殺予防教育のモデルの周知等を実施 ゲートキーパー養成の取組を促進				
小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知する	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知【0.7億円の内数】URL： https://www.gakkohoken.jp/books/archives/271 （文部科学省）	-	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を周知（文部科学省）	○小中高等学校において、学習指導要領に基づき、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導されるよう努める	「心の健康」に関する啓発資料を周知				
こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題をについて順次対応していくとともに、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底する。	○こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題について順次対応するとともに、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底（文部科学省）	○令和5年度都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議開催回数：2回	○こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において整理した、いじめ防止対策に係る検討課題をについて必要な見直しを行うとともに、引き続き、各教育委員会や私立学校主管課の担当者向けの研修会等を通じ、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を周知し、学校におけるいじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底（文部科学省）	○いじめの重大事態の発生件数減少（令和9年度）	各教育委員会等に対して、法や基本方針等について周知し、いじめの積極的な認知や組織的な対応を徹底 いじめ防止対策に係る検討課題をについて必要な見直しを実施				
道徳教育の抜本的改善・充実のため、道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を進める	○道徳教育の充実に向けて、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画等を発信する道徳教育アーカイブの充実や、地域教材の活用等を通じた道徳教育の実践など、地域の特色を生かした学校や地域等が抱える課題に応じた支援等の取組を実施【42億円】（文部科学省）	○道徳教育アーカイブへの授業動画掲載数：10本 ○自治体委託数：61団体	○道徳教育の充実に向けて、引き続き、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画等を発信する道徳教育アーカイブの充実や、地域教材の活用等を通じた道徳教育の実践など、地域の特色を生かした学校や地域等が抱える課題に応じた支援等の取組を実施予定【43億円】（文部科学省）	○学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」を要とし学校教育全体で取り組む道徳教育を推進する	道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施 道徳教育アーカイブの充実や学校や地域等が抱える課題に応じた支援などの取組を実施				

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）					
					R5	R6	R7	R8	R9	
（3）自殺リスクの早期発見										
自殺リスク含む潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データの分野を超えた連携に取り組む。全国での取組強化に向けた具体策と工程表を策定する	○潜在的に支援が必要な子どもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業を実施。実証事業の成果を踏まえた子どもデータ連携ガイドライン（素案）を作成。ガイドライン（素案）では、自殺リスクに関連するデータ項目も基本連携データ項目に盛り込んでいる【令和4年度補正予算額：12億円】（子ども家庭庁）	○実証事業参画数：14地方公共団体	○潜在的に支援が必要な子どもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業の実施。ガイドラインの作成・公表【令和5年度補正予算額：4.7億円】（子ども家庭庁）	○18の地方公共団体で実証事業を実施（令和6年度） ○子どもデータ連携ガイドラインの公表（令和6年度末）	実証事業を実施 ガイドラインを策定・公表	子どもデータ連携の取組を着実に広げていくための取組を実施（広報・周知活動、地方公共団体の取組に対する支援等）				
子ども・子育て世帯を包括的に支援する「子ども家庭センター」の設置支援等に取り組む	○安心子ども基金の「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業」「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」により設置を支援（子ども家庭庁）：【令和3年度補正：602億円】 ○令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「統括支援員の育成に関する調査研究」「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築に係る事例収集についての調査研究」を通じ、令和6年度以降の子ども家庭センターの設置や機能強化に向けた事例収集や統括支援員基礎研修の動画作成を実施（子ども家庭庁）：【6.8億円の内数】 ○子ども家庭センターガイドラインを策定し、自治体に対して業務運用上の指針を提示（子ども家庭庁）	—	○「利用者支援事業（子ども家庭センター型）」や「市町村相談体制整備事業」等により、引き続き整備や運営を支援（子ども家庭庁）：【2,208億円の内数・177億円の内数】 ○令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「統括支援員の育成に関する調査研究」「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築に係る事例収集についての調査研究」等を踏まえ、体制構築や機能強化への活用を促進（子ども家庭庁） ○統括支援員基礎研修を円滑に実施（子ども家庭庁）	○子ども家庭センター設置自治体（1,741箇所）（令和8年度末）	令和8年度末までに1741自治体に子ども家庭センターを整備					
少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携して対応する	○いじめ事案について学校との連携や積極的な対応を推進（警察庁） ○警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置している「スクールサポーター」の制度を活用し、担当する学校への訪問活動を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言等を通じて警察と学校との緊密な連携を推進（警察庁） ○いじめ問題を始めた非行防止等についての情報交換や、具体的な協議を行う場として警察と学校の連絡協議会を設置（警察庁）	○スクールサポーター制度（令和5年4月現在、44都道府県、約850人配置）※スクールサポーター制度がない3県についても、同制度と同様の機能を有する代替制度あり。 ○学校警察連絡協議会（令和5年4月現在、全都道府県、約2400協議会を設置しており、加入率は98.5%）※学校数34,363校に対し、加入数は33,832校	○引き続き、いじめ事案について学校との連携や積極的な対応を推進（警察庁） ○引き続き、「スクールサポーター」の制度を活用した警察と学校との緊密な連携を推進（警察庁） ○具体的な協議を行う場としての警察と学校の連絡協議会の設置を継続（警察庁）	○いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等を継続	いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等を実施					
街頭補導活動、サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により端緒情報の把握に努め、性被害を受けた少年を早期に発見・保護をする	○街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努めることについて都道府県警察に指示し、性被害を受けた少年の発見・保護を推進（警察庁）	—	○引き続き、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護を推進（警察庁）	○被害少年の早期発見・保護を継続	被害少年の早期発見・保護を実施					
全国の小中学校の全ての児童生徒を対象にした「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、法務局職員又は人権擁護委員が手紙等のやり取りを通じて子どもの悩みに寄り添う取組を実施する	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（令和5年5月～7月上旬）【35.5億円の内数】（法務省）	○ミニレターを端緒とする人権相談受理件数：7,511件（令和5年度）	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布予定（令和6年5月～7月上旬）【35.4億円の内数】（法務省）	○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の全ての児童生徒に配布（令和6年7月末頃まで） ○手紙等のやり取りを通じて子どもの悩みに寄り添う取組を実施（通年）	引き続き、取組を実施					
1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する	○1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知（文部科学省） ○1人1台端末等を活用し、リスクの早期発見・早期対応を行うための「心の健康観察」の導入を進めるために必要な予算を確保【令和5年度補正予算額：10億円】（文部科学省）	○通知発出：1件 ○令和5年度補正予算額：10億円（採択数（1次公募時点）：26都道府県・指定都市等）	○引き続き、1人1台端末等を活用し、リスクの早期発見・早期対応を行うための「心の健康観察」について周知を行うとともに、予算事業を着実に執行【令和5年度補正予算額：10億円】（文部科学省）	○1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進（令和9年度）	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進を図る				
公立の小中学校、中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進する等により、教育相談体制の充実を図る	○スクールカウンセラー等の配置に係る経費を補助すること等により、学校における教育相談体制を充実【85億円】（文部科学省）	○スクールカウンセラーの対応公立小中学校：集計中	○スクールカウンセラー等活用事業等により、学校における教育相談体制を充実【88億円の内数】（文部科学省）	○スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に加えて、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う（令和9年度）	教育相談体制充実に向けた取組を実施	教育相談体制充実に向けた取組を実施				
学校における情報モラル教育の充実を目指すため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツ（動画教材等）を作成する	○教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施し、教員や児童生徒が活用できる情報モラル教育に関する動画コンテンツを作成【0.5億円】（文部科学省）	○指導者セミナー：4回 ○動画コンテンツ：4本	○最新の情報モラルに関するテーマを取り扱い、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施し、教員や児童生徒が活用できる情報モラル教育に関する動画コンテンツを作成する【0.5億円】（文部科学省）	○指導者セミナー：4回 ○動画コンテンツ：3本（令和6年度）	学校における情報モラル教育を充実させる取組	学校における情報モラル教育を充実させる取組を実施				
インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等への支援を行う	○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等を支援【0.2億円の内数】（文部科学省）	○シンポジウムの開催：3か所 ○啓発活動への支援：2か所	○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、PTA等と連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や、地域における情報モラルやメディアリテラシーを身に付ける先進的な啓発活動等を支援【0.2億円の内数】（文部科学省）	○シンポジウムの開催：3か所 ○啓発活動への支援：2か所（令和6年度）	青少年のインターネット等の適切な利用に関する取組を実施	青少年のインターネット等の適切な利用に関する取組を実施				

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）					
					R5	R6	R7	R8	R9	
（4）電話・SNS等を活用した相談体制の整備										
#9999という、わかりやすい番号で自殺念慮も含むあらゆる困りごとを一元的に受け付け、関係団体が連携し、一つの大きなまとまりとして相談対応を行う「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行事業を実施する。その際、利用者が相談する分野の一つに「18歳以下の方」の分野を設定し、利用促進を図る	○既存の窓口の多くが閉まり、利用者のニーズが高まるクリスマスや年末年始の期間を含む、令和5年12月15日から令和6年1月4日までの期間における「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行実施（18歳以下の方向け相談を含む）【令和4年度補正：3.3億円】（内閣官房）	○実施期間中の呼出件数：34,315件 ○実施期間中の電話相談接続完了数：3,032件（うち18歳以下の方向けの番号での接続完了数：197件） ※実施期間：2023/12/15から2024/1/4まで	○5月の孤独・孤立対策強化月間中の実施含め、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間において、関係団体の協力も仰ぎながら、孤独や孤立に悩む方が相談することができる「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定【令和5年度補正：4.1億円の内数】（内閣府）	○5月の孤独・孤立対策強化月間期間中、統一的な相談窓口である「孤独・孤立相談ダイヤル」を実施（5/2-5/7）（令和6年度） ○その他、既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間など適切な時期における「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施を予定（令和6年度）						
孤独・孤立対策ウェブサイトの子ども（18歳以下）向け専用ページにより、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む	○孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の子ども（18歳以下）向けページによる、相談窓口の案内や声を上げやすくするための情報発信【0.3億円】（内閣官房） ○孤独・孤立対策キャンペーン「大丈夫！あなたはひとりじゃない」における、メッセージ動画やポスター等による普及啓発【令和4年度補正：1.0億円】（内閣官房） ○自殺予防週間、自殺対策強化月間、夏季休暇明け前後における子どもの自殺防止に向けた集中的な啓発活動への協力（内閣官房）	○孤独・孤立対策ウェブサイト総閲覧者数：7,421,471人（2021年8月開設から令和6年3月末まで）	○孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の子ども（18歳以下）向けページにおける、相談窓口等に関する継続的な情報発信【0.3億円】（内閣府） ○5月の孤独・孤立対策強化月間における集中的な広報実施【令和5年度補正：4.1億円の内数】（内閣府） ○自殺予防週間、自殺対策強化月間、夏季休暇明け前後における子どもの自殺防止に向けた集中的な啓発活動への継続的な協力（内閣府）	○子ども（18歳以下）に向けた、孤独・孤立対策に関する継続的な情報発信を実施 ○5月の孤独・孤立対策強化月間期間中における、広報ポスターやロゴマークなどを用いた集中的な普及啓発の実施（令和6年度）						
予期せぬ妊娠等により、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な悩みを抱える若年妊婦等に対し、性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行うとともに、若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進する	○性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行う自治体に対して補助を行うとともに、当該事業の中で若年妊婦等支援強化加算を設け、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進【9.5億円の内数】（子ども家庭庁）	○令和5年度実施自治体・性と健康の相談センター事業：96自治体 ・若年妊婦等支援強化加算：27自治体	○性と健康の相談センター事業により、保健所等において専門的な相談支援を行う自治体に対して補助を行うとともに、当該事業の中で若年妊婦等支援強化加算を設け、地域のNPO等を通じたアウトリーチ・SNS等による相談支援体制の構築等を推進していく予定【7.8億円の内数】（子ども家庭庁）	○性と健康の相談センター事業の実施に努める（令和6年度）						
いじめや体罰・虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題について電話で相談を受けつける「子どもの人権110番」、パソコン、スマートフォンなどから相談することができる「子どもの人権SOS-eメール」やSNS（LINE）を用いた「SNS（LINE）人権相談」といった、子どもの人権を守る取組を引き続き実施する	○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）、インターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」及びLINEじんけん相談において、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する相談に対応。【35.5億円の内数】（法務省）	○子どもの人権110番を利用した人権相談件数：19,251件（令和5年）	○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）、インターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」及びLINEじんけん相談に加えてGIGAスクール構想による1人1端末末から人権相談が可能となる仕組みを構築し、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する相談に対応予定【35.4億円の内数】（法務省）	○1人1端末末から人権相談を可能とする仕組みの導入（令和6年9月頃） ○人権相談を通じて子どもの人権を守る取組を実施（通年）						
教育委員会等でSNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を推進するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援する	○地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築及び相談員に対する研修の実施を支援した【59億円の内数】（文部科学省）	○支援自治体数：39自治体	○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の構築及び相談員に対する研修の実施に対する支援を行う【61億円の内数】（文部科学省）	○SNS等を活用した相談体制の整備を推進する（令和9年度）						
行政機関又は民間団体が行うLINEやウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化、相談者の状況に応じた支援情報の提供、支援を行うための人材の養成を行う	○自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施した【29.8億円の内数】【令和4年度補正：59億円の内数】（厚生労働省）	○SNS相談延べ件数（民間団体）：275,270件（令和5年度実績・令和6年6月末時点）	○自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施する。【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省）	○SNS相談件数を前年度の実績以上とする						

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
					R5	R6	R7	R8	R9
(5) 自殺予防のための対応									
親への支援も重要であることから、養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対する訪問による生活の支援も併せて推進する	○子育て世帯訪問支援臨時特例事業の実施【令和3年度補正予算 安心子ども基金 602億円の内数】（子ども家庭庁）	—	○子育て世帯訪問支援事業の実施【令和6年度予算 子ども・子育て支援交付金 2,074億円の内数】（子ども家庭庁）	○982自治体以上で実施（令和8年度）	臨時特例事業を実施	子育て世帯訪問支援事業を実施 第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等に			
全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、これに基づいて、子どもの居場所づくりを推進する	○子どもの居場所部会において、「子どもの居場所づくりに関する指針」を検討し、令和5年12月に閣議決定（子ども家庭庁） ○NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業の実施【令和4年度補正予算額（1.5億円）】（子ども家庭庁） ○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の実施【令和5年度補正予算額（13億円）】（子ども家庭庁）	○NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業：25団体 ○子どもの居場所づくり支援体制強化事業：18団体※当該事業のうち、モデル事業取組団体	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の実施【令和5年度補正予算額（13億円）】（子ども家庭庁）	○子どもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数について、95自治体以上（令和6年度） ○創意工夫して行う居場所づくりや効果的な支援方法等の検証、事例把握について、30事例以上（令和6年度）		「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づく事業実施（子どもの居場所づくり支援体制強化事業等） 調査研究の実施 結果を踏まえた対応の検討			
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う	○青少年の保護者向けに、子どもの年齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）を子ども家庭庁のWebサイトに公開（子ども家庭庁） ○令和6年1月、「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布【0.04億円の内数】（子ども家庭庁）	○配布先数（R5：278箇所、R4：287箇所、R3：287箇所） ○配布部数（R5：55,000部、R4：56,500部、R3：56,500部）	○青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発資料の作成・公開を実施予定【0.04億円の内数】（子ども家庭庁）	○普及啓発資料を新たに作成し、子ども家庭庁ウェブサイト公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等に配布（R7年5月頃）	第5次基本計画に基づき施策を実施	第6次基本計画を策定予定、策定した基本計画に基づき施策を実施			
自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁） ○自殺のおそれがあるなど、特に迅速な対応を必要とする行方不明事案への対応について、都道府県警察に指示（警察庁）	—	○引き続き、自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施（警察庁）	○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施	自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動の継続的実施				
少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等により、個々の被害少年の特性に応じた計画的なカウンセリングや、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う	○被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施することについて都道府県警察に指示（警察庁）	—	○引き続き、被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施（警察庁）	○被害少年に対する継続的な支援を実施	被害少年に対する継続的支援を実施				
警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等からインターネット上の人命保護の観点から緊急的な対応を要する自殺誘引事案を受理した場合には、都道府県警察に通報するとともに、自殺関与の情報や、自殺の誘引・勧誘情報に係る通報（以下「自殺誘引等情報」という。）を受理した場合は、直接サイト管理者等に削除依頼を行う。また、警察庁の委託事業であるサイバーパトロールセンターにおいて、インターネット上の自殺予告や自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する	○インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から自殺誘引等情報に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼を実施（警察庁） ○サイバーパトロールセンターにおいて、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を実施（警察庁） 【ホットライン業務等の外部委託130百万円の内数】	○通報件数：6,609件(6,530件) ○削除依頼件数：6,608件(6,529件) ○削除件数：3,851件(3,804件) ※(1)内はサイバーパトロールセンターからの通報分 ※いずれも令和5年の実績	○インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット利用者等から自殺誘引等情報に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼を実施（警察庁） ○サイバーパトロールセンターにおいて、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を実施（警察庁） 【ホットライン業務等の外部委託175百万円の内数】	○インターネット・ホットラインセンターにおける自殺誘引等情報の通報受理及びサイト管理者等への削除依頼を継続して実施 ○サイバーパトロールセンターにおける自殺誘引等情報の収集及びインターネット・ホットラインセンターへの通報を継続実施	インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼の実施				
インターネット上の自殺予告事案については、都道府県警察において、電気通信関連団体により策定された「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、プロバイダ等と連携し自殺防止の措置を講じる	○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施（警察庁）	○情報開示件数：1,166件 ○自殺予告者数：1,160人 ※いずれも令和5年の実績	○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施（警察庁）	プロバイダ等からの発信者情報開示による自殺予防措置を継続して実施	インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施				
不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実を図る	○不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進・充実を図った【2.6億円】（文部科学省）	○学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）数：35校（令和6年4月現在）	○引き続き不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のため、関係機関の連携体制の整備や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進・充実を図る【2.4億円】（文部科学省）	○学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）数：全ての都道府県・政令指定都市に1校以上（令和9年度）	不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のための取組を推進。 不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保のための取組を推進。				
多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す	○都道府県・指定都市が、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援【29.8億円の内数】（厚生労働省） ○「国と地方の協議の場」や「全国子ども政策主管課長会議」を通じて、「若者の自殺危機対応チーム」の設置に向けた取組を依頼（子ども家庭庁）	○支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）	○都道府県・指定都市が、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省） ○先行事例を参考に、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」による取組をより多くの自治体で実施するための方策を関係省庁と連携して検討（子ども家庭庁）	○全国での設置を目指し、毎年度、設置自治体数を増やす	子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援	子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援を推進			
都道府県等において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う	○都道府県において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施を支援した【29.8億円の内数】（厚生労働省）	○支援自治体数：1自治体（令和5年度交付決定ベース）	○都道府県において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者が救急病院退院後の、地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施を支援する【30.5億円の内数】（厚生労働省）	○モデル事業の実施により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐに当たっての課題を整理（令和9年度）	自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業の実施を支援	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための取組を推進			

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）				
					R5	R6	R7	R8	R9
(6) 遺された子どもへの支援									
地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する	<p>○文部科学省ホームページにて24時間子供SOSダイヤルや都道府県、指定都市の教育委員会が運営する相談先を周知するとともに、児童生徒へ配布する相談先の周知カードの配布を支援（文部科学省）</p> <p>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実【85億円の内数】（文部科学省）</p> <p>○国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施【29.8億円の内数】【令和4年度補正：59億円の内数】（厚生労働省）</p> <p>○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援【208億円の内数】（こども家庭庁）</p>	○スクールカウンセラーの対応公立小中学校：集計中（文部科学省）	<p>○文部科学省ホームページにて24時間子供SOSダイヤルや都道府県、指定都市の教育委員会が運営する相談先を周知するとともに、児童生徒へ配布する相談先の周知カードの配布を支援（文部科学省）</p> <p>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実【88億円の内数】（文部科学省）</p> <p>○国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施【30.5億円の内数】【令和5年度補正：20.7億円の内数】（厚生労働省）</p> <p>○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援【177億円の内数】（こども家庭庁）</p>	<p>○スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に加えて、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う（令和9年度）</p>	<p>教育相談体制充実に向けた取組を実施</p> <p>自死遺族団体に対する活動支援</p>	<p>教育相談体制充実に向けた取組を実施</p> <p>自死遺族関係団体等の取組の推進</p>			
遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する	<p>○教育相談を担当するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修に係る経費を補助（文部科学省）【85億円の内数】</p> <p>○教職員向けの教育相談に関する研修動画を教職員支援機構のHPにおいて公開するなど、教職員の資質向上につとめた（文部科学省）</p>	○支援自治体数：117自治体	<p>○引き続き、教育相談を担当するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修に係る経費を補助（文部科学省）【88億円の内数】</p> <p>○また、教職員向けの教育相談に関する研修動画を教職員支援機構のHPにおいて公開するなど、教職員の資質向上につとめる（文部科学省）</p>	<p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実（令和9年度）</p>	<p>教職員の研修機会の充実に向けた取組を実施</p>	<p>教職員の研修機会の充実に向けた取組を実施</p>			

項目	令和5年度の主な取組状況【予算額】	実績値（年度）	令和6年度の実施予定【予算額】	実施目標（達成時期）	ロードマップ（※1）					
					R5	R6	R7	R8	R9	
4. 子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化										
(1) 子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携										
セルフネグレクトのように、人とのつながりを持っていない様々な背景を抱えている方々が支援から取り残されることがないよう、孤独・孤立対策のキャンペーン（令和5年夏）及び、令和6年より取組を本格化する孤独・孤立対策強化月間（5月）において、関係省庁が連携して、集中的な広報・啓発活動・関連イベントを実施する	○孤独・孤立対策キャンペーン「大丈夫！あなたはひとりじゃない」における、メッセージ動画によるSNSでの情報発信を子ども家庭庁と連携して実施（内閣官房） ○5月の孤独・孤立対策強化月間において、子ども家庭庁の公式SNSを通じて、孤独・孤立対策推進室の取組を周知（子ども家庭庁）	○「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンメッセージ動画総視聴回数：1,612回 ※キャンペーン開始（令和5年8月～令和6年3月末まで）	○5月の孤独・孤立対策強化月間において、社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の機運を高めていくための取組を全国で展開。関係省庁と連携した集中的な広報活動等を実施（内閣府） ○5月の孤独・孤立対策強化月間において、子ども家庭庁の公式SNS等を通じて、孤独・孤立対策推進室の取組を周知（子ども家庭庁）							孤独・孤立対策キャンペーンや孤独・孤立対策強化月間における関係省庁との連携
										公式SNS等を活用した取組の周知
官・民・NPO等の関係者の連携・協働の下で一体となって取組を進める地方における孤独・孤立対策の官民連携プラットフォームのモデル構築事業について、自殺対策や子どもに関連する事業の取組事例の成果を全国で共有する	○地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームモデル事業の中間報告会、最終報告会において、地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する取組事例を共有。同内容の報告書をHPに掲載、シンポジウム等で事例を紹介するなど全国で共有【令和4年度補正：3.5億円の内数】（内閣官房）	○中間報告会：令和5年11月13日 ○最終報告会：令和6年3月15日（報告書） https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/localplatform/index.html	○地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置の推進にあたり、他の自治体が参考とすべき取組事例の収集、共有【令和5年度補正：3.3億円の内数】（内閣府）							地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける取組事例の収集・共有 好事例の全国展開
子どもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、子どもの自殺対策に向け、子どもに届くような広報に取り組む	○子ども・若者に向けたポスターや動画を作成し、令和5年8月1日から、厚生労働省、子ども家庭庁、文部科学省、内閣官房孤独・孤立対策担当室で連携して自殺防止の啓発活動を実施（厚生労働省、子ども家庭庁、文部科学省、内閣官房） ○自殺予防週間に向けて、令和5年8月29日に、厚生労働大臣、文部科学大臣、子ども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名で、子ども・若者向けのメッセージを发出（厚生労働省、子ども家庭庁、文部科学省、内閣官房） ○自殺対策強化月間に向けて、令和6年2月27日に、厚生労働大臣、文部科学大臣、子ども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名で、子ども・若者向けのメッセージを发出（厚生労働省、子ども家庭庁、文部科学省、内閣官房）		○夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、子どもの自殺対策に向け、子どもに届くような広報に取り組む（厚生労働省、子ども家庭庁、文部科学省、内閣官房）							関係省庁が連携して、子どもの自殺対策に向け、子どもに届くような広報に取り組む
関係関係によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成	○令和5年9月8日に、国と地方公共団体の連携を強化し、子どもの自殺対策を一層推進していくため、厚生労働大臣、文部科学大臣、子ども政策担当大臣から、首長等宛てに、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の推進、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進、ゲートキーパー研修の受講等を盛り込んだメッセージを发出（厚生労働省、文部科学省、子ども家庭庁） ○「国と地方の協議の場」や「全国子ども政策主管局長会議」等を通じて、ゲートキーパー研修について自治体に周知（子ども家庭庁）		○地方公共団体自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援【30.5億円の内数】（厚生労働省） ○引き続き、「国と地方の協議の場」や「全国子ども政策主管局長会議」等の機会を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知（子ども家庭庁）							関係会議等を通じて、ゲートキーパーの養成に向けた取組を自治体に周知。
(2) 子どもの自殺対策に関する関係省庁の体制強化										
子ども政策の司令塔である子ども家庭庁において、子どもの自殺対策に関して総合的な施策に係る企画立案及び関係各省庁・省内関係部局との調整を行うため、自殺対策室の体制強化を図る	○自殺対策室の体制強化を図るため、機構定員要求を実施（子ども家庭庁）	○機構定員要求により3名の定員増	○子どもの自殺対策の司令塔としての機能を発揮し、関係省庁等と連携しながら、必要な施策を着実に推進（子ども家庭庁）							自殺対策室の体制強化 関係各省庁・省内関係部局との調整
子どもの自殺対策に関しては、「子ども若者★いけんぶらす」（子ども・若者意見反映推進事業）を活用するなどし、子どもや若者の意見を聴き、その結果を制度や政策に反映していく。その際、子どもや若者が必要な支援にアクセスしやすくなるような周知の方法等についても検討する	○自身が死にたい気持ちを抱いた経験のある方や子どもの自殺対策支援を行う団体に対するヒアリングや、「子ども若者★いけんぶらす」を活用した子どもや若者へのヒアリング・アンケートを実施するとともに、得られた意見を関係省庁で共有し、各省庁の取組等へ反映するよう要請（子ども家庭庁）	○支援団体 10団体 ○子ども・若者、当事者 16名 ○アンケート 14名	○当事者参画のために、支援団体等から意見を伺うとともに、民間団体が主催する官民フォーラムに参画して意見交換を行うなどの取組を推進（子ども家庭庁）							子どもや若者の意見を聴く取組を通じ、子どもの自殺対策に関する制度や政策に反映
自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）に基づき厚生労働大臣より指定される指定調査研究等法人において、必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化を図る	○指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の体制の強化を支援した【4.9億円】（厚生労働省）		○指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の体制の強化を支援【6.0億円】（厚生労働省）							指定調査研究等法人における自殺対策に関する調査研究等の取組を推進
本とりまとめの進捗状況について今後も確認していく	○「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」については、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」のとりまとめ後、令和5年9月、令和6年1月に開催。 ○令和6年1月の同会議では、本とりまとめのうち、予算に関わる事項の進捗状況を報告。	○子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議（令和5年度）：6回	○引き続き、「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、本とりまとめの進捗状況を確認。							子どもの自殺に関する関係省庁連絡会議を通じて、本とりまとめの進捗状況を確認

（※1）今後の取組が未確定の事項については、点線で示している。